

福島みずほ議員 資料要求に対する回答

1 複数回の難民認定申請について

(1) 及び (2) について

お尋ねについては現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難です。

(3) 及び (4) について

お尋ねのような統計は作成しておらず、お答えすることは困難です。

なお、お尋ねの内容については、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、統計を取っておりません。

2 送還忌避者について

(1) について

お尋ねのような統計は作成しておらず、お答えすることは困難です。

なお、お尋ねの内容については、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては退去強制令書発付処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、統計を取っておりません。

(2) ～ (5) について

最新の送還忌避者数は令和3年12月末時点で3,224人であり、集計に当たり除外した国籍・地域はありません。

3 ウクライナ避難民について

(1) ～ (3) について

当庁では、ロシアによるウクライナ侵攻により、避難を目的として、総理がウクライナからの避難民受入れを表明した3月2日以降にウクライナ又は第三国から本邦に入国した者をウクライナ避難民として判断しており、お尋ねについてお答えすることは困難です。